レンタカーご利用についてご案内

改正道路交通法が施行され準中型免許が新設されました

２０１７年３月１２日より「準中型免許」が新設されました。
これにより普通免許で運転できる自動車の範囲が変わります。普通免許で運転できる自動車は車両総重量３.５トン未満で最大積載量２トン未満に変わります。
また新設された準中型免許は車両総重量７.５トンまでの自動車を運転することができるようになりました。

●改定後

車両総重量	最大積載量	乗車定員	運　転　免　許
１１トン以上	6.5トン以上	３０人以上	大型免許
１１トン未満	4.5トン以上 6.5トン未満	１１人以上 ２９人以下	中型免許
８トン未満	５トン未満	１０人以下	中型免許（８トン限定）
7.5トン未満	4.5トン未満	１０人以下	準中型免許　新設
５トン未満	３トン未満	１０人以下	準中型免許（５トン限定） ※改定前に普通免許の方
3.5トン未満	２トン未満	１０人以下	普通免許

ご不明な点がございましたらお気軽にお近くの営業所までお問い合わせ下さい

株式会社タガワ
TAGAWA